「障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方(中間案)」 に関する意見募集(パブリックコメント)の実施結果について

じっしがいよう **1 実施概要**

(1)意見募集期間

へいせい ねん がっ にち かようび へいせい ねん がっ にち きんようび 平成27年10月13日(火曜日)から平成27年11月13日(金曜日)

- (2) 周知・啓発に関する取組み(資料2)
 - ① 市政だより及び市ホームページへの掲載
 - ② 市民説明会の開催(各区、5カ所)
 - ③ 市施設・公的機関における証があ・閲覧(96かしまかい。 かくくやくしょ とうごうししょ しせいじょうほう 各区役所・総合支所、市政情報センター(本 方舎・宮城野区・若 林区・太白区)、仙台市福祉 プラザ、各市民センター、のびすく、市民活動サポートセンター、仙台公共職業安定所等
 - ④ 障害者関係団体・事業所等、権利擁護関係団体、特別支援学校への配流(477ヶ所) 素くしかけいかくしゅほうじん しょうがいなくし 福祉関係各種法人、障害福祉サービス事業所、障害者団体、精神科病院、特別支援学校、 ひとにやさしいまちづくり協議会加盟団体、成年後見サポート推進協議会等
 - ⑤ 民生委員児童委員への配布 (1,527人)
 - ⑥ 各地区社会福祉協議会会長への配布(103ヶ所)
 - ① 仙台市メール配信サービスでの配信
 - 8 障害福祉サービス事業所等へのEメール送付
 - 事業者団体への訪問・郵送(訪問:11ヶ所、郵送:2ヶ所)

 - ⑪ 第13回ココロン・カフェ、ココロン・カフェ \Diamond スペシャルの開催、ココロン・カフェ in SHOKEI での周知
- (3) 意見提 出方法

動送、ファクス、電子メール

2 意見数

(1)提出者数 36人・団体

うちわけ せんよう でんし でんし でんし ウボー 大力 (専用メール 14、インターネット 広聴 2)、ファクス(8)

(2) 意見件数 113件

3 送付された意見等

いけん うちわけ (1) 意見の内訳

(1) 16/2/2017			
内訳	件数	内訳	件数
1 前文	3	6 不当な差別的取扱いの禁止等	7
2 目的	1	7 合理的配慮の提供	1
3 定義	3	8 基本的な施策	23
4 基本理念	2	9 差別等に関する相談等	15
5市、事業者、市民の責務や役割	2	10 その他	56
	合計		113